

## 川島町地域防災計画の改訂案（素案）の概要

### 【被害想定】

改訂項目
震災対策計画は、首都直下での発生が想定されている東京湾北部地震とする。
風水害対策計画は、川島町洪水ハザードマップを踏まえたものとする。
その他災害対策計画は、放射能汚染災害及び竜巻災害を追加する。

### 【改訂の概要】

#### 1 東日本大震災を踏まえた主な検討事項

##### (1) 災害対策本部体制の強化

###### ・災害対策本部組織の見直し

→本部設置基準を震度6弱から震度5強とし、災害対策本部員を現行の町組織に合わせた本部組織とする。

###### ・防災拠点（役場庁舎）の整備（新庁舎の建設）

→災害対策本部を設置する役場庁舎を防災対策の中核拠点と位置付け、拠点機能を強化するための整備を行う。

###### ・初動体制の強化

→職員初動マニュアルの見直し

###### ・情報収集体制の強化（避難所との通信手段の確保、衛星携帯電話の整備）

→地域の拠点となる避難所との通信手段として、移動系防災行政無線を整備すること、無線基地局の破損や停電等による通信途絶に備え、衛星携帯電話を整備する。（平成24年度実施）

###### ・情報伝達体制の強化（インターネット、携帯電話、防災行政無線（J-ALERT）を使用した伝達体制の整備）

→町民及び防災関係機関への情報伝達手段として、様々なルートを確保する。（平成23年度からツイッター、J-ALERT運用開始、平成24年度から登録型のメール配信システム運用開始）引き続き、情報発信手段の整備充実を図る。

## **(2) 地域防災力の向上**

### **・ 自助の取組みの強化**

→町民の果たす役割（自助）の重要性について、拡充する。

### **・ 自主防災組織等の機能強化を図り、共助の強化**

→自主防災組織の果たす役割を計画に位置づけ、自主防災組織の育成を図る。

## **(3) 避難所対策**

### **・ 指定避難所の見直し（川島町民会館の指定）**

→新たに町民会館を避難所として指定する。

### **・ 女性及び災害時要援護者に配慮した避難所の運営管理体制の見直し**

→避難所の管理運営に関し、女性及び災害時要援護者への配慮について充実させる。

### **・ 指定避難所での生活が困難な災害時要援護者のための福祉避難所の指定（民間事業所との福祉避難所に関する協定の締結）**

→福祉避難所として民間事業所の施設を使用することについて協定を締結したことから、計画に位置づける。

### **・ 町外からの避難者の受入体制の構築**

→相互応援協定に基づき隣接市町の避難場所の相互利用について、及び県からの要請に基づく他都道府県からの避難者の受入れを行う。

### **・ ペットの取扱いの明確化**

→避難所に避難者とともに避難したペットの飼育や管理などの取扱いを明確にする。

## **(4) 備蓄物資（品目、数量、調達体制等）**

### **・ 食料、生活必需品及び飲料水等、品目及び数量の見直し**

→備蓄品目を拡充し、想定避難者数に基づく数量に見直した。また、食物アレルギーを持つ方に対する食料の備蓄を位置づける。

### **・ 災害時要援護者及び女性に配慮した生活必需品等の備蓄物資の充実**

→より具体的な災害時要援護者及び女性に対する物資の備蓄について、明記する。

<ul style="list-style-type: none"> <li>・石油燃料の調達体制の確保（石油販売業者との協定の締結） →石油類燃料の調達について追記する。（平成24年度に町内3業者と協定を締結した）</li> </ul>
<p><b>（5）災害ボランティア</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本町に訪れる災害ボランティアの受入体制の強化 →災害ボランティアの受入について、川島町社会福祉協議会との連携を位置づける。</li> </ul>
<p><b>（6）帰宅困難者</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・園児、児童、生徒の引き渡し体制の整備 →発災時の引き渡し方法について、原則、保護者へ引き渡すこととし、連絡方法等を整備する。</li> <li>・徒歩及び車両帰宅者に対する支援体制の整備 →帰宅困難者対策について、予防及び応急対策計画に新たに節を設け、啓発や支援策について明記する。</li> </ul>
<p><b>（7）放射能汚染対策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・放射性物質による大気、水質及び土壌の汚染に関する調査体制の整備 →生活環境や飲食料及び食品の安全性を確保するため、放射線量測定体制を整備する。</li> <li>・町民への放射能に関する情報提供体制の整備 →食品等の安全性を確保するとともに、風評被害を防ぐため、国、県と連携し調査結果を的確に情報提供を行う。</li> <li>・給水用井戸の保全と管理 →災害時に活用するため、給水用井戸の管理を引き続き行うとともに、町民及び川島町土地改良区の所有する井戸を防災用井戸としての指定について検討する。</li> </ul>
<p><b>（8）業務継続計画（BCP）の策定</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模災害時に対応するための業務継続計画を策定 →大規模な災害が発生した場合、災害応急対策を講じつつ、優先すべき行政機能を確保するために必要な業務継続計画を策定する。</li> </ul>
<p><b>（9）災害廃棄物仮置場及び遺体安置所の選定</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事前に候補地（施設）を選定 →町有地の中から災害廃棄物等の仮置場（予定地）を選定する。遺体安置所については、JA 埼玉中央と協定を締結した。</li> </ul>

## 2 地域特性を踏まえた検討事項

### (1) 川島町洪水ハザードマップに合わせた被害想定の見直し

→荒川及び市野川の浸水想定を整理し、被害想定に反映させる。

### (2) 洪水による浸水被害状況調査の反映

→荒川及び市野川浸水想定区域図に基づく被害状況を把握し、より具体的な避難基準の見直しを行う。

## 3 各部・班の分掌事務及び班編成の見直し

### (1) 川島町事務分掌に合わせた班編成の見直し

・町の組織改正に伴う班編成の見直し

### (2) 各班の役割を明確にした分掌事務の見直し

・役割分担を明確にした分掌事務の見直し

## 4 その他

### (1) 各種支援制度の確認及び更新

・災害救助法、被災者生活再建支援法等の規定内容の確認及び更新

→改正後の規定に更新した。

### (2) 参考資料を資料編に変更し、必要書式等の追加及び修正

・参考資料から資料編に変更

・各種データの集約

・必要書式等の追加及び修正

→資料編に情報を集約させる。

### (3) 防災基本計画・埼玉県地域防災計画との整合

・平成23年12月27日に改訂された防災基本計画（中央防災会議）との整合

・平成23年11月29日に改訂された埼玉県地域防災計画（埼玉県防災会議）との整合

→全般的に計画を見直し、国・県計画との整合を図る。